

皇太子殿下が長浜市をご訪問されます

問 総合政策課(☎65-6505)

5月26日(土)に、県立長浜バイオ大
学ドームで開催される「第29回全国み
どりの愛護のつどい」へのご臨席と地
方事情のご視察のため、皇太子殿下
が、5月25日(金)、26日(土)の両日、
長浜市などをご訪問(行啓)されます。

【通行規制】
5月25日、26日の2日間、長浜港周
辺や湖岸道路、国道8号線などで一時
通行規制が行われます。ご理解とご協
力をお願いいたします。

【お出迎え】
お出迎えの際は、あらかじめ決めら
れた場所でお願ひします。また、現場
の警察官や市職員の指示に従い、歩道
等の場所で行ってください。
お出迎えの場所や時間など、詳細は
市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

【注意事項】

- 付近には駐車場がなく、路上駐車もできませんので、ご注意ください。
- 小さなお子さんとともにお出迎えされる場合、道路上に飛び出さないように注意してください。
- 多くの人が沿道でお出迎えになりますので、飼い犬等をお連れの方は十分に注意してください。
- 奉迎予定時刻よりも前に通行規制が始まりますので、時間に余裕をもってお集まりください。

問合せ先

○お出迎えに関すること
総合政策課
(☎65-6505)

○通行規制に関すること

滋賀県警察本部警備二課
(☎077-522-1231)
内線5933、5934

行政相談をご利用ください

問 滋賀行政監視行政相談センター
(☎077-523-1100)

行政相談委員は身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。
国の事務(県・市町に委任している事務なども一部含みます)には、例えば、国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、戸籍、登記などといった身近な分野があります。
このようなことについて、困ったときは、お気軽に行政相談委員までご相談ください。相談無料・予約不要、秘密は厳守します。
また、市内の行政相談所の開設場所・日時については、毎号広報ながはまに掲載していますので、ご覧ください。

6月前半の相談日程

- ①6月1日(金) 9時～12時
浅井支所(内保町)
池澤 修也 氏
- ②6月1日(金) 9時～12時
長浜市社会福祉センター(八幡東町)
小林 喜八郎 氏
- ③6月1日(金) 13時～16時
余呉山村開発センター(余呉町中之郷)
新堂 正春 氏
- ④6月1日(金) 9時～12時
びわ高齢者福祉センター(難波町)
中川 博子 氏
- ⑤6月4日(月) 9時～12時
虎姫支所(宮部町)
高橋 和雄 氏



太陽光発電システム等を設置する際に補助金の交付が受けられます

問 環境保全課(☎65-6513)

再生可能エネルギーの普及や自立分散型エネルギー社会の構築を目的に、太陽光発電システムおよび設置式蓄電池システムを新たに設置する人に対し、補助金を交付しています。

申請を検討する際は、ホームページをご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。
要綱の変更がありましたら、ホームページを更新しますので最新情報をご確認ください。

5月31日は「世界禁煙デー」です

問 健康推進課(☎65-7779)

長浜市では、喫煙が関係する慢性閉塞性肺疾患、肺がん、急性心筋梗塞の男性の死亡率が全国平均に比べ高い状態にあります。

タバコの先から出る煙が、タバコを吸っている本人が直接吸い込む煙よりも高い濃度の有害物質を含んでおり、周囲の人は自分の意思と関係なく、タバコによる健康被害を受けることとなります(受動喫煙)。

タバコの煙による臭いと発がん性物質は最低でも7m先まで届きます。特に風があるところではさらに遠くまで届くことがわかっています。
タバコを吸う人は「妊婦や子どもの前で吸わない」、吸わない人も「自らタバコの煙を避ける」ようにしましょう。また、自分自身の健康を守るために禁煙チャレンジをしてみませんか。市では禁煙相談や禁煙外来の紹介など、市民の禁煙チャレンジをサポートしています。気軽に担当課にお問い合わせください。

市の公式SNSで長浜の情報を手に入れよう

市公式Facebookページ

「長浜市ほつとにゆ～す」

市内のイベントの様子を皆さんにお届けします！
長浜の活気あるイベントを身近に感じられるページとなっています。



市公式Instagramアカウント

「#長浜ちょびっく」

市民広報課の職員が撮影した長浜市の魅力を写真で紹介します。
今まで知らなかった風景と出会えますよ。



市民開放型Instagramアカウント

「#みんなのちょびっく」

皆さんが撮影した長浜市の写真を紹介します。
ハッシュタグ「#みんなのちょびっく」をつけて写真を投稿すればあなたの写真も紹介されるかも！?



長浜市公式LINE

市内で行われるイベントを月2回配信します。
お気に入りのイベント情報を手に入れてお出かけしてみませんか。
LINEの友達追加機能で右のQRを読み込んでください。



▲友達追加QRコード

住宅の改修工事で固定資産税を減額します

問 税務課(☎65-6522)

次の改修工事を行い、一定の要件を満たした場合、翌年度の固定資産税が減額されます。
工事を完了後3か月以内に申告してください。

- ①バリアフリー改修住宅(1/3を減額)
○新築された日から10年以上を経過した住宅
○50㎡以上280㎡以下の住宅
○浴室の改良、床の段差解消などのバリアフリー改修工事を施した住宅
- ②省エネ改修住宅(1/3を減額)
○平成20年1月1日以前に建築した住宅
○50㎡以上280㎡以下の住宅
○外壁、窓などを通しての熱の損失を防止する省エネ改修工事を施した住宅
- ③耐震改修住宅(1/2を減額)
○昭和57年1月1日以前に建築した住宅
○建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を施した住宅

※①②③の適用期限は平成32年3月31日までになります。
※②③については長期優良住宅の認定を受け、改修を行った場合は減額の割合が大きくなります。
その他の要件等、詳しくは長浜市ホームページをご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。